

実行委員会の解散について（案）

本総会で1号、2号及び3号議案が承認された場合に、北海道命名150年の記念事業の目的は達成されたと認められることから、規約第17条に基づき、本実行委員会を解散する。

（解散の日は、本総会の議決結果通知においてお知らせする。）

【参考】北海道150年事業実行委員会規約

<目的>

第2条 実行委員会は、北海道150年道民検討会議が策定した「北海道150年事業基本方針」を踏まえ、北海道を愛する多くの皆様方と連携しながら、2018（平成30）年に、北海道命名150年の記念事業を推進することを目的として設置する。

<解散>

第17条 実行委員会は、事業の目的を達成したとき解散する。